

障 福 第 1075 号
令和 4 年 3 月 28 日

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 委員各位

静岡県健康福祉部障害者支援局長

令和 3 年度静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（書面開催）
の結果について（報告）

日頃、本県の精神保健福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 2 月 4 日付け障福第 876 号にて書面開催させていただいた、標記協議会の結果につきましては、下記のとおりとなりましたので報告いたします。

記

1 結果

協議事項		意見の有無（構成員数 16）	
1	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況について	有 1	無 15
2	国実態調査の概要について	有 0	無 16
3	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の達成目標について	有 2	無 14

2 各委員からの意見に対する事務局回答
別紙 1 のとおり

3 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の指標項目
本協議会における協議の結果、別紙 2 のとおりとなりました。

担 当 障害福祉課精神保健福祉班 袴田、松井
電話番号 054-221-2435

(別紙1)

令和3年度静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（書面開催）
委員意見に対する事務局回答

議題（1）静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況について

小寺委員	
【意見】	20 ページ 4（1）多重債務問題への取組「R4 実施予定」の中に「静岡県弁護士会等と連携を図っていく」とあります。ぜひ、静岡県司法書士会もご活用ください。
【回答】	御意見をいただき有難うございます。県民生活課に情報提供させていただきます。

議題（2）国実態調査の概要について（資料2）

意見等	
意見なし	

議題（3）静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の達成目標について

富田委員		
資料No.	該当箇所	意見等
資料4	重点目標2⑤の指標項目	「関係事業者における従業員向け研修の受講者数又は開催回数」は、新型コロナウイルス感染症の拡大等により受講者数に変更となることから、「開催回数」としていただきたい。
		回答
		「開催回数」とすることについて、公営競技事業者の委員にも御意見を伺いましたが、御異議がありませんでしたので、「開催回数」とさせていただきます。

内田委員

資料No.	該当箇所	意見等
資料4、6	重点目標2-① 指標項目案2つ目 指標項目案3つ目	<p>受講者数と開催回数があるが、開催回数のみを採択することが望ましい。</p> <p>「関係事業者による相談支援の継続」は、具体的な関係事業者がわかりにくいため、明記する必要がある。</p>
		回答
		<ul style="list-style-type: none"> ・指標項目を研修の「開催回数」とさせていただきます。 ・関係事業者とは、計画本文においても使用しており、具体的には公営競技事業者及び県遊技業協同組合を指します。

(別紙2)

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の指標項目

(静岡県障害福祉課)

1 概要

令和3年度静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会における御意見を踏まえ、静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の指標項目は下表のとおりとなった。

今後、令和3年度事業実績を把握の上、それを踏まえた指標を作成する。

○重点目標における取組に対応した指標項目

重点目標1	
重点目標における取組	指標項目案
①ギャンブル等依存症の知識に関するリーフレット等の配布、講演会の開催、ホームページ等での情報発信により、県民への知識の普及啓発に取り組めます。	・ <u>県民向けフォーラム等の開催回数</u> →御意見がなかったため、障害福祉課にて「開催回数」とした。
②新たに大学生・社会人となった者に対し、リーフレット等の配布や情報発信により、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に取り組めます。	・大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発
②また、学校教育では、令和4年度以降の新高等学校学習指導要領の中に、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることから、その実施に向け、適切に対応します。	・教職員向け研修の開催回数 ・高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施
③ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、本人・家族申告によるアクセス制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、不適切なギャンブル等への誘引防止に取り組めます。	・ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の継続実施 ・本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施 ・20歳未満の者には投票券の購入・利用をさせない、18歳未満の者にはぱちんこ営業所内への立入及び遊技をさせない取組の継続実施

重点目標 2	
重点目標における取組	指標項目案
①ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できる相談機関を設け、県民に広く周知を図るとともに、相談支援者の育成に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症相談拠点としての精神保健福祉センター主催のギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数 ・ <u>依存症相談拠点としての精神保健福祉センターが地域の相談支援者向けに実施する研修の開催回数【意見反映】</u> ・ 関係事業者による相談支援の継続実施
②ギャンブル等依存症を治療できる医療機関の更なる充実に努めるとともに、医療従事者に対する研修、医療連携の推進に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数 ・ <u>医療従事者向け研修の受講者数</u> →御意見がなかったため、県障害福祉課にて「受講者数」とした。
③自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症の回復支援に取り組むとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者に対して、依存症に関する知識の普及啓発に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の開催回数</u> →御意見がなかったため、障害福祉課にて「開催回数」とした。
④多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センター等の相談窓口の周知に努めるとともに、消費生活相談員等に対して研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者を適切な専門機関につなぐ体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数
⑤行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する継続的な従業員教育を実施することで、依存症対策の基盤整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数 ・ <u>関係事業者における従業員向け研修の開催回数【意見反映】</u>